

# 公益財団法人とっとりコンベンションビューローホームページバナー広告掲載要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）が管理するホームページのトップページに掲載するホームページバナー広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要領において広告とは、ビューローが管理するホームページ上に画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

## (広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載するホームページアドレス、掲載位置及び枠数は、ビューローがホームページバナー広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定める。

## (広告規格等)

第4条 広告の規格及び広告の禁止表現については、ビューローが掲載基準に定める。

## (広告の範囲)

第5条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 政治性又は宗教性のあるもの
- (2) 社会問題についての主義・主張
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (6) 風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 法令、規則等に反するもの

## (広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、4月1日～翌年3月31日までの1年を単位とする。但し、年度途中から申し込む場合は、掲載を開始する月の初日から翌年3月31日まで（掲載開始月が1～3月の場合は同年3月31日まで）を期間とする。期間延長の申し込みがあった場合は、1年単位で延長することができる。

2 原則として、広告の掲載を開始する日（以下「開始日」という。）は、当該広告の掲載を開始する月の初日とし、掲載を終了する日（以下「終了日」という。）は、当該広告の掲載を終了する月の最終日とする。

## (広告掲載の募集方法)

第7条 広告は、次の各号のいずれかに該当する場合に、原則としてホームページにより公募するものとする。

- (1) 広告の枠を新たに設定したとき
- (2) 広告の枠に空きが生じたとき

(広告掲載の申し込み)

第8条 広告の掲載を希望する者は、「ホームページバナー広告掲載申込書」(様式第1号)により、原則として広告掲載希望日の1か月前までにビューローに申し込むものとする。また、広告掲載期間の延長を希望する者は、「ホームページバナー広告掲載変更申込書(以下「変更申込書」という。)」(様式第2号)により、原則として終了日の1か月前までにビューローに申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 ビューローは、広告掲載の申し込みがあった場合は、掲載が適当と認められるものに対し、次の各号に適合するものを優先して広告主を決定する。なお、この審査対象には、リンク先のホームページを含むものとする。

- (1) ビューローの賛助会員であるもの
  - (2) 県内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの
  - (3) 地域産品等を取扱うもの
  - (4) 米子コンベンションセンターホームページについては、定期的な利用実績があること
- 2 前項に掲げる事項について、優先順位を決定することができない場合は、先着順で決定する。
- 3 ビューローは、前2項により広告掲載の可否を決定したときは、決定した日から7日以内に当該申込者に結果を通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告掲載の通知を受けたときはビューローの指定する日までに、原稿をビューローの指定する場所に提出するものとする。

- 2 作成する広告原稿に要する経費は、広告主の負担とする。
- 3 ビューローは、提出された広告原稿の内容が掲載基準に反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料及び納入方法)

第11条 広告の掲載料は、ビューローが掲載基準に定める。

- 2 広告主は、広告掲載料をビューローが指定する日までに、ビューローが発行する請求書に基づき、一括して前納するものとする。この場合、納入に必要な手数料の経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 ビューローは、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 定められた日までに広告原稿が提出されないとき
- (2) 定められた日までに広告掲載料が納付されないとき
- (3) 広告(リンク先のホームページを含む。)が第5条(広告の範囲)に反すると認めるとき

- 2 ビューローは、広告掲載を取り消した場合は、広告主に対して「ホームページバナー広告掲載取消通知書」(様式第3号)により通知するものとする。
- 3 ビューローは、広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。但し、広告掲載の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。返還する広告掲載料は、振込手数料を除いた額とし、利子を付さない。

#### (広告掲載の中止)

第13条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を中止することができる。

- 2 広告主は、広告掲載を中止しようとするときは、変更申込書によりビューローに申し出なければならない。
- 3 ビューローが前項の規定により申し出を受けた場合の広告掲載料は、第12条第3項の規定を準用する。
- 4 前3項により掲載の中止を受け付けた枠について、ビューローが新たに広告を応募することができるものとする。

#### (広告掲載料の返還)

第14条 ビューローは、広告主の責に帰さない事由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、広告掲載料について、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。但し、当該広告を掲載しなかった期間が1か月中で1日未満の場合は返還しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、ビューローがホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。但し、一時停止の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。
  - (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
  - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- 3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

#### (広告の変更)

第15条 広告主は、当該広告の内容及びリンク先を変更しようとする場合は、変更申込書及び広告原稿を、変更しようとする日から起算して15日前までに提出するものとする。

#### (広告主の責務)

第16条 広告主は、広告内容が第三者の権利を侵害するものではないことおよび記載内容に係わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることをビューローに対して保証するものとする。

#### (第三者からの損害請求)

第17条 第三者からビューローに対し、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任および負担において解決するものとする。ただし、当該損害がビューローの責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。

(免責)

第18条 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生などビューローの責に帰すべき事由以外の原因により広告掲載契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、ビューローはその責を問われないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとする。

(リンク先)

第19条 広告掲載中に当該広告からのリンクがデッドリンクとなった場合やリンク先のサイトに不具合が発生した場合、ビューローは当該広告掲載を停止することができるものとし、この場合ビューローは広告不掲載の責を負わないものとする。

(損害賠償)

第20条 ビューローは、広告主の責に帰すべき事由により損害を被った場合には、広告主に対し損害賠償を請求することができるものとする。

(協議)

第21条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、ビューローと広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。